

福祉医療制度

医療費の自己負担分の一部を助成しています

問い合わせ 保険介護課 ☎ 592141



市の福祉医療には、重度心身障害者医療、ひとり親家庭等医療、乳幼児等医療の制度があり、医療費の自己負担分の一部を助成しています。ただし、入院時の食費は除きます。

現在受給者証をお持ちの方で、更新時に引き続き該当する場合は、新しい受給者証を送付しますので、古い受給者証は必ず返却してください。

また、転出や所得制限などで受給資格がなくなったときも必ず返却してください。

なお、所得要件を超えていたため現在受給者証をお持ちでない方が、新たに認定を希望する場合は、所定の申請をしてください。資格審査の結果、認定要件を満たせば、受給者証を送付します。

申請・返却

受給者証の返却や認定申請をされる方は、保険介護課または各支所へ。

対象など

	助成の対象となる方	所得制限	受診時一部負担
重度心身障害者医療	身体障害者手帳1級～3級、療育手帳(A、A、B)をお持ちの方。ただし65歳以上の方で、後期高齢者医療制度の障害認定要件に該当する方は後期高齢者医療に加入した場合のみ助成されます。	本人所得で159万5千円、扶養義務者所得で628万7千円が基本となりますが、扶養人数などにより制限額は変わります。(限度額は年によって変更する場合があります)	医療機関の窓口では、一部負担金が必要ですが、薬局では必要ありません。医療機関ごとに1日200円。ただし、1医療機関につき、通院は月4日まで、入院は月14日までです。
ひとり親家庭等医療	ひとり親の家庭などで、平成28年3月末で18歳までの児童と、その児童を養育している配偶者のいない父母または親族など。父母のいない児童。	所得類を扶養控除を含めて再計算した「年少扶養控除等調整後の所得税」が非課税の世帯の方。住民票が別でも生計が同一である扶養義務者は所得制限の審査対象になります。	医療機関の窓口では、一部負担金が必要ですが、薬局では必要ありません。医療機関ごとに1日500円。ただし、1医療機関につき、通院は月4日まで、入院は月14日までです。
乳幼児等医療	0歳児～12歳児(小学校卒業まで)	下表のとおりです。扶養義務者が加入している年金制度によって異なります。	

乳幼児等医療扶養義務者所得制限限度額

扶養親族などの人数	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン (厚生年金など加入者)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合は、限度額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額とします。

また、扶養親族などの人数が6人以上の場合は、1人につき38万円(扶養親族などが老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を扶養親族などが5人の場合の限度額に加算した額とします。

※ 所得制限限度額は、前年(1～5月までの月分は前々年)の所得額で判定します。(限度額は年によって変更する場合があります)